

# 令和7年度 倉吉市社会福祉協議会

## ボランティア活動助成要綱

### 1 趣旨

この要綱は、倉吉市におけるボランティア活動を推進するため、ボランティア団体の活動の活性化を図ることを目的として、倉吉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する助成の基準や手続きについて定めるものとする。

### 2 対象団体

対象団体は、次の要件をすべて満たしているボランティア団体とする。

- (1) 倉吉市内で福祉分野のボランティア活動を目的として設立し、1年以上継続した活動をしていること。
- (2) 高齢者、障がい者、児童等の福祉の増進を図る活動をしていること。
- (3) 倉吉市内を主たる活動地域としていること。
- (4) 会則等があり、総会等を開催していること。
- (5) 会費等による自己財源があること。

### 3 対象事業

- (1) ボランティアの啓発普及、実践活動事業
- (2) ボランティアについての研修、講座開催事業
- (3) その他、本助成の目的に沿った事業

#### ※留意事項

次に掲げる事項に該当するものは対象外とする。

- ① 行政機関や他団体から助成を受けている事業。
- ② 行政機関や公益法人等の関与が多分にある事業。
- ③ 単年度で終了するイベント・研修・講座。
- ④ 団体の経常的な運営管理経費(賃金・家賃など)、及び飲食経費。

### 4 優先事業

選考においては次の事業を優先する。

- (1) 先駆的なもの
- (2) 継続性のあるもの

### 5 助成額

1団体につき5万円を上限とし、総額25万円以内とする。

## 6 対象経費

対象経費は次のとおりとする。

ただし、領収書をとることができないものは対象外とする。

科 目	説 明
諸謝金	講師の謝礼金等（会員に対する諸謝金は対象外）
旅費交通費	講師の旅費交通費（会員に対する旅費交通費は対象外）
消耗品費	物品の購入費用、材料費（団体構成員の個人所有となる物品は対象外）
印刷製本費	研修資料等の印刷代
通信運搬費	連絡文書等の郵送料
使用料及び賃借料	会場使用料、器具等レンタル料等
損害保険料	ボランティア行事用保険等の保険料
燃料費	送迎用自動車や福祉バスの燃料費

## 7 対象事業期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

## 8 募集期間

令和7年4月1日～令和7年5月8日

## 9 申請方法

令和7年度倉吉市社協ボランティア活動助成事業申請書【様式第1号】に必要書類を添付し、本会会長へ提出する。

※ホームページからも申請書はダウンロード可能。

（アドレス <https://www.kurayoshishakyo.com> に掲載）

## 10 選考及び助成

本会事務局による申請書類適合審査後、申請者による審査員への下記事項の事業説明により選考審査を行い、採否と助成金の額を決定する。結果については6月中旬に書面で通知し、助成を決定した場合は同月下旬に交付する。

選考項目	評 価 の 視 点
費用の妥当性	事業に対して予算編成が適切か
目的と効果	目的に沿った効果が期待できるか
市民参加	市民が参加しやすい事業であるか
先駆性	他団体に先駆けた新たなアイデアや工夫があるか
発展性及び継続性	事業終了後も団体の活動が発展するような工夫があるか

### ※留意事項

①選考において申請金額を減額して助成決定を行う場合がある。

②選考において実施済みの事業であっても、申請内容によっては助成されない場合がある。

## 11 事業報告

令和7年度倉吉市社協ボランティア活動助成事業実績報告書【様式第2号】に必要書類を添付し、事業終了後1か月以内、または令和8年4月14日のいずれか早い日までに本会会長へ提出する。

## 12 助成金の返金

対象事業が執行できなかった場合や申請の内容に著しく相違した場合、また、不要額が生じた場合は、助成金の全額または一部を返金する。

## 13 その他

- (1) 事業実施時には、『この事業は、倉吉市社会福祉協議会のボランティア活動助成を受けて実施しています』と資料やチラシ等に表記し、周知するものとする。
- (2) 実績報告書に記載された内容を本会広報紙や事業報告等で使用することもある。
- (3) 実績報告書等に記載された個人情報は適切に取り扱い、許可なく第三者に提供しない。

## 14 問合せ・申請先

社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会 地域福祉課内  
倉吉市ボランティアセンター

〒682-0872 倉吉市福吉町1400（倉吉福祉センター内）

TEL 23-5600 FAX 22-5249

HPアドレス <https://www.kurayoshishakyo.com>